

「子どもの居場所」木質空間整備事業実施要領

制定 平成30年5月16日付け30信木利第22号
一部改正 平成31年4月15日付け31信木利第10号
一部改正 令和3年3月30日付け2信木利第128号
一部改正 令和4年4月14日付け4信木利第6号

(趣旨)

第1 この要領は、「子どもの居場所」木質空間整備事業（以下「事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び木材関係事業補助金交付要綱（平成3年7月10日付け3林業第163号。以下「要綱」という。）に規定のあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 本県の豊富な森林資源を活かし、子どもの安全・安心な場所となる「子どもの居場所」において、県産材を積極的に利活用するモデル性の高い施設整備に対し支援することにより、地域の木を使うことが森林整備に繋がることへの理解を深めるとともに、木の香る暮らしの良さを認識することで、将来における県産材利用の意識の醸成と地消地産による森林資源の循環利用を図る。

(定義)

第3 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども

おおむね12歳以下の者

(2) 子どもの居場所

不特定多数の者が利用可能な施設で、保育園及び幼稚園その他主として子どもが利用する用途に供する施設並びに子どもに遊び場を提供する施設

(3) 県産材

長野県内で生産された木材

(4) 信州木材認証製品

信州木材認証製品センターが定める信州木材製品認証基準に基づき、認証を受けた木材

(5) 木造

構造耐力上主要な部分の材料に木材を使用したもの

(6) 木質化

施設の内外装（床、壁、天井等）であって、施設利用者から見える部分に木材を使用したもの

(7) 調度品

日常生活において用いられる道具、家具及び日用品

(8) おもちゃ

子ども向けの玩具及び遊具

(補助対象事業)

第4 補助対象とする事業は、「子どもの居場所」において、県産材を利活用し、モデル性が高く波及効果が期待できる施設の整備で以下のものとする。

(1) 木造・木質化

「子どもの居場所」の木造又は木質化を行うもの

(2) 木の調度品・おもちゃ設置

「子どもの居場所」に木の調度品やおもちゃの設置を行うもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。

(1) 国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業

(2) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業

(3) 宗教的活動に関する事業

(4) 政治的活動に関する事業

(5) 公序良俗に反する事業

(事業主体)

第5 事業主体は、次の要件を満たす者とする。

(1) 第3第2号に規定する「子どもの居場所」を所有又は運営する者

(2) 個人でないこと

(3) 国又は都道府県でないこと

(4) 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体でないこと

(5) 政治的な活動を目的とする団体でないこと

(補助対象経費及び補助率等)

第6 補助事業の補助対象経費は、別表に規定するとおりとする。ただし、団体の運営費及び人件費、食糧費並びに他用途への使用が可能な汎用性のある物品の購入経費は除く。

2 補助率は、要綱に規定するとおりとする。ただし、補助対象事業費の上限は以下のとおりとする。

(1) 木造・木質化

4,990,000円

(1) 木の調度品・おもちゃ設置

500,000円

(流用の禁止)

第7 第4第1項第1号及び第2号の補助金については、それぞれ相互に流用してはならない。

(実施計画)

第8 事業主体は、事業計画書(様式第1号)を作成し、次に掲げる書類を添付の上、事業を行う施設が所在する地域を管轄する地域振興局長(以下「局長」という。)を經由し、林務部長(以下「部長」という。)に提出するものとする。

(1) 事業内容が確認できる図面、仕様書 等

(2) 整備しようとする補助対象施設等の設置箇所がわかる位置図

(3) 見積書その他事業費が確認できる書類

(4) 第4第1項第1号の事業を行う場合にあっては、木材使用量算出表（計画）

(5) その他部長が特に必要と認める書類

2 部長は、前項に規定する事業計画書の提出があったときは、規則、要綱及び要領の規定に基づき内容を審査するとともに、毎年度の予算措置の状況に応じて事業実施の適否を決定するものとし、その選定結果を別に定める「みんなで支える森林づくり県民会議」に報告するものとする。

3 部長は、前項の規定により適否を決定したときは、局長を経由して、その旨を事業主体に通知するとともに、局長に補助金額を内示するものとする。

4 局長は、前項の規定による補助金額の内示があったときは、その旨を事業主体に対し、内示するものとする。

（早期着手）

第9 第8第3項により適当である旨の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は局長から内示があった事業に関し、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手することはできない。

ただし、第8第1項に規定する事業計画書に記載された事業で、局長がやむを得ない理由があると認めた場合にあっては、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

2 補助事業者は、早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（様式第2号）を局長に提出する。

3 局長は、前項の申請があり、やむを得ない理由があると認めるときは、事業費及び補助金額等は、補助金交付の決定のときに変更することがあることを付して同意するものとする。

（交付申請）

第10 補助事業者は、局長から補助金の内示があったときは、要綱第4第1項の規定により、補助金交付申請書を作成し、局長に提出するものとする。

ただし、補助事業者は、交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りではない。

2 局長は、前項に規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定をし、補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第11 要綱第3第2項に規定する補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者は、規則、要綱及び要領に従わなければならないこと。

(2) 補助事業者は、補助金に係る収入を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(3) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用を増大した財産については、事業完了後

においても、善良な管理者の注意をもって、管理しなければならないこと。

(4) 事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付すことができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付すことが適当でないときと認められるときは、競争入札に付さないことができること。

(5) 局長は、補助事業者が第1号から第4号に掲げる条件に違反した場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(変更)

第12 要綱第3第1項第1号に規定する重要な変更とは、次の各号とする。

(1) 事業実施場所の変更

(2) 補助金額の増額又は30%以上の減額（入札による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。）

2 補助事業者は要綱第3第1項第1号及び第3号に規定する変更等を行おうとするときは、要綱第5の規定により、定められた各種申請書を局長に提出するものとする。

3 局長は、前項の規定による変更の申請があったときは、規則、要綱及び要領の規定に基づき内容を審査し、適当と認められるときは、部長に協議するものとする。

ただし、要綱第3第1項第3号のうち完了期限の延長については、部長への協議は不要とし、局長が規則、要綱及び要領の規定に基づき内容を確認の上、適当と認められるときは、補助事業者に対し変更の承認を行い、その旨を部長に報告するものとする。

4 部長は、前項の規定による協議があったときは、該年度の予算措置状況に基づき補助金額を審査し、適当と認められるときは、同意及び必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。

5 局長は、前項の規定による同意があったときは、補助事業者に対し変更の承認及び必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。

6 前項の規定による変更の内示に伴う補助金の交付申請は、要綱第4第1項の規定により補助金変更交付申請書を作成し、局長に提出するものとする。

7 要綱第3第1項第1号に規定する重要な変更以外の変更（以下「軽微な変更」という。）にあつては、軽微な変更の内容が確認できる書類を第15の規定による実績報告に添付することで要綱第5の規定により変更の承認申請があったものとみなす。

(入札差金)

第13 補助事業者は、事業に係る契約により入札差金が発生したときは、原則として入札差金に係る補助金相当額を返還しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する入札差金の額が確定したときは、当該入札金額に係る補助金相当額の補助金交付変更申請を行うものとし、この補助金交付変更申請は、要綱第4第1項の規定により補助金変更交付申請書を作成し、局長に提出するものとする。

3 局長は、前項の規定による変更交付決定をしたときは、その旨を部長に報告するものとする。

(状況報告等)

第14 局長は、事業の途中において、その進捗を確認するため、補助事業者に対し現地の調

査及び資料の提出を求めることができる。

2 局長は、その職員を指定して、前項に規定する進捗の確認をすることができる。

(実績報告)

第15 補助事業者は、事業が完了したときは、要綱第8第1項の規定により実績報告書に次に掲げる書類を添付して局長に提出するものとする。

(1) 事業報告書(様式第3号)

(2) 完成写真、設置写真

(3) 補助事業の執行を証する書類の写し

(4) 出荷証明書又は納品書

(5) 第4第1項第1号の事業を行った場合にあっては、木材使用量算出表(実績)

(6) 第4第1項第1号の事業を行った場合にあっては、信州木材製品出荷証明書の写し

(7) 第4第1項第2号の事業を行った場合にあっては、県産材を利用したことがわかる書類((参考様式)県産材使用証明書)

(8) 軽微な変更の場合にあっては、軽微な変更の内容及び理由が確認できる書類

(9) その他局長が特に必要と認める書類

2 補助事業者は、第10第1項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合、前項の実績報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第10第1項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額が上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第4号)により速やかに報告するとともに、当該金額を局長に返還しなければならない。

(調査)

第16 局長は、補助事業者から次に掲げる書類の提出があったときは、すみやかに書類審査及び必要に応じて現地調査を行うものとする。

(1) 前項に規定する実績報告書

(2) 補助金の概算払請求書

2 局長は、前項による調査を実施したときには、事業調査調書(様式5号)を作成するものとする。

(額の確定)

第17 局長は、第16の規定による調査を実施した結果、適当と認められるときは、補助事業者に対し、補助金額の確定をするものとする。

(補助金の交付請求)

第18 補助事業者は、補助金の交付請求を行うときは、要綱第9に規定する補助金交付(概算払)請求書によるものとする。

2 補助事業者は、第4第1項第1号の事業において、第10第2項の規定により交付決定を受けた補助金に関し、次に掲げる補助金額を上限として概算払を請求することができる。

(1) 補助対象となる事業の出来高が60%未満の場合にあっては、交付決定額の50%以内の

額

(2) 出来高60%以上の場合にあつては、交付決定額の90%以内の額で補助対象となる施設に係る実質の出来高率を乗じた額を超えない額

3 局長は、前項の規定による概算払請求があつたときは、すみやかに第16の規定に基づく調査を行い、出来形を確認した上で補助金の概算払をするものとする。

(財産処分)

第19 補助事業者は、事業により取得し、又は効用を増大した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円未満の財産は除く。以下同じ。）を、要綱第10第1項に規定する期間によらず、事業完了年度の翌年度から起算して5年間（以下「処分制限期間」という。）は、部長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、事業により取得し、又は効用を増大した財産を処分制限期間内に更新しようとするとき及び補助の目的に反して譲渡、交換、貸付け、使用または担保に供しようとする（以下「財産処分」という。）ときは、要綱第10第2項の規定により定められた申請書を局長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

3 局長は、前項の規定による申請書の提出があつたときには、内容を調査し、部長に協議するものとする。

4 部長は、前項に規定する協議があつたときは、内容を確認し、やむを得ないものと認められるときには、局長に同意するものとする。

5 局長は、前項の規定による同意があつたときは、補助事業者に対し、財産処分の承認を行うものとする。

(事故報告)

第20 補助事業者は、処分制限期間内に天災その他の事故により、補助事業により取得した補助対象施設等の財産に事故があつたときは、局長に届け出るものとする。

2 局長は、前項による届け出を受けたときには、現地を調査した上で、部長に報告するものとする。

3 部長は、前項の報告内容が天災その他の事故の事実と相違ないと判断できる場合には、補助金の返還を不要とする。

(表示)

第21 補助事業者は、事業により取得した施設及び調度品等の見やすい場所に長野県森林づくり県民税を活用していることを表示すること。

附 則

1 この要領は、平成30年5月16日から施行する。

2 この要領は、平成31年度の事業から適用する。

3 この要領は、令和3年度の事業から適用する。

4 この要領は、令和4年度の事業から適用する。

別表（第6関係）

事業の種類	【木造・木質化】	【木の調度品・おもちゃ設置】
事業内容	「子どもの居場所」の木造又は木質化を行うもの	「子どもの居場所」に木の調度品やおもちゃの設置を行うもの
補助対象施設	子どもの居場所 (不特定多数の者が利用可能な施設で、保育園及び幼稚園その他主として子どもが利用する用途に供する施設並びに子どもに遊び場を提供する施設)	
補助対象経費	施設の木造又は木質化に係る経費のうち建設工事費	施設への県産材を利用した調度品・おもちゃの設置に係る経費
補助要件	(1) 事業により整備される床面積が300㎡未満の施設であること。 (2) 木材使用量の80%以上に信州木材認証製品を使用すること。	主として県産材を利用し、かつ県内で製造及び販売される調度品・おもちゃを設置すること。
共通事項	<p>(1) 補助対象施設は、以下の全ての条件を満たしていること。</p> <p>ア 長野県内の施設であること。</p> <p>イ 不特定多数の者の出入りがなく、専ら事業主体の職員等のために使用する施設または場所でないこと。ただし、保育園、幼稚園及び小学校等については、この限りではない。</p> <p>ウ 施設利用に当たり利用料を徴収する施設でないこと。</p> <p>エ 宗教的活動を目的とする施設または場所でないこと。</p> <p>(2) 補助事業により整備した場所や、取得した製品には「長野県森林づくり県民税」（長野県森林づくり県民税条例（平成19年長野県条例第58号））を活用した事業であることを表示するとともに、事業の情報発信を行うこと。</p> <p>(3) 事業主体は今後の県産材の利用拡大施策に資するため、施設利用者へのアンケート調査を実施すること。</p> <p>(4) 事業の内容を県ホームページ等で公表できること。</p> <p>(5) 県の求めに応じて、県産材の普及啓発のための事例発表会に協力すること。</p>	